

平成20年度から平成22年度に開設した都内特別養護老人ホーム 一人当たり面積・居住費 一覧

過去5年間のデータ平均 13,295円
過去2年間のデータ平均 14,624円
(単位) 面積:㎡ 金額:円

(20年、稼働率95%) (50年、稼働率95%)

定員 (含短期)	ユニット 型・それ 以外	一床あたりの 延床面積	ユニットあた り平均面積	ユニットあた り平均人数	一人当たり共 同生活室平 均面積	一人あたり居 室面積	建設費用		土地費用		過去5年間の データ平均 13,295円	過去2年間の データ平均 14,624円	居住費B= (イ)+(エ)+(オ) +カ)	居住費A= (ア)+(ウ)+(オ) +カ)	第4段階・居 住費(月額) (徴収額)
							一人当たり 月額(ア) 補助金控除 後	一人当たり 月額(イ) 補助金控除 後	所有 借地	一人当たり 月額(ウ) 補助金控除 後					
1	102	44.44	182.76	8.50	3.32	17.73	64,930	40,808	所有	17,443	12,008	15,000	110,667	81,110	84,208
2	71	38.43	221.09	8.88	3.54	16.79	41,886	15,798	所有	13,330	3,459	15,000	83,510	47,552	84,200
3	172	49.67	276.59	9.56	3.20	15.75	56,322	30,680	所有	17,491	7,319	15,000	102,108	66,294	59,888
4	210	41.00	248.25	9.13	3.48	15.19	48,012	26,663	所有	19,537	14,029	15,000	95,844	68,987	111,300
5	130	49.29	323.86	10.00	13.05	15.63	64,077	35,219	所有	14,567	8,111	15,000	106,939	71,625	100,728
6	110	47.73	210.73	10.00	3.74	17.33	65,249	40,023	借地	2,641	2,641	15,000	96,186	70,959	59,888
7	110	49.19	190.90	10.00	3.96	15.13	67,747	26,294	借地	2,367	2,367	15,000	98,409	56,956	59,888
8	68	43.59	235.31	8.50	8.39	15.59	53,337	26,284	寄付	0	0	15,000	81,632	54,579	88,800
9	32	42.50	201.04	8.00	5.01	16.82	60,145	17,175	所有	15,163	1,842	15,000	103,603	47,312	72,321
10	110	52.53	308.36	10.00	4.70	19.05	59,784	26,460	所有	12,282	5,047	15,000	100,361	59,802	69,920
11	145	47.48	306.65	9.67	11.77	17.67	57,765	30,656	所有	19,462	3,162	15,000	105,523	62,114	59,888
12	50	42.71	221.60	8.33	6.96	17.45	66,872	13,902	寄付	0	0	15,000	95,167	42,197	91,200
13	90	52.34	197.36	9.00	2.91	17.60	60,504	32,215	借地	27,615	27,615	15,000	116,414	88,125	60,800
14	108	40.96	224.18	8.31	9.90	17.08	60,182	23,090	所有	13,384	3,089	15,000	101,861	54,474	59,888
15	160	45.26	277.28	10.00	10.80	16.93	56,874	17,130	借地	7,303	7,303	15,000	92,472	52,728	59,888
16	80	46.27	273.02	8.89	3.96	15.58	59,104	29,725	所有	0	0	15,000	87,399	58,020	59,888
17	132	51.17	316.92	10.15	12.05	17.93	64,677	31,833	所有	15,170	9,140	15,000	108,142	69,268	95,760
18	110	43.74	293.75	10.00	12.87	16.50	76,084	43,476	所有	16,927	7,597	15,000	121,306	79,368	94,240
平均	111	46.02	250.54	9.27	6.87	16.76	60,197	28,191	11,927	6,374	100,419	62,860	76,261		

※この表は、平成20年度から22年度に特別区、武蔵野市、三鷹市で開設した施設のデータである。

上記のユニット型施設では、廊下幅は緩和規定(片廊下1.5m、中廊下1.8m)を適用

一床あたりの 延床面積	一人あたり居 室面積
108 従来型	12.29
中廊下幅を2.7m⇒ 1.8mとした場合 延床面積を△175.5 ㎡減らすことが可能	12.29

都内特養の入所人数(所得段階別・要介護度別)

※コト云外型の第1段階入所者は、ほとんどが老齢福祉年金受給者、境界層該当者

被保険者の所得段階別割合(平成21年6月末現在)
(単位:%)

第1段階	3.79	第2段階	16.16	第3段階	10.87	第4段階以上	69.19
------	------	------	-------	------	-------	--------	-------

特別養護老人ホーム入所者数(所得段階別・要介護度別)
ユニツト型

区分	利用者負担段階					計	割合
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第4段階以上		
H22年8月1日時点の入所者数	0	35	16	20	71	1.7%	
要介護度1	0	155	54	89	301	7.4%	
要介護度2	3	479	167	252	904	22.3%	
要介護度3	6	793	248	459	1,511	37.2%	
要介護度4	11	713	184	362	1,272	31.3%	
要介護度5	13	2,175	669	1,182	4,059	100.0%	
計	33	53.6%	16.5%	29.1%	100.0%		
割合	0.8%						

従来型特養

区分	利用者負担段階					計	割合
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第4段階以上		
H22年8月1日時点の入所者数	171	333	125	108	737	2.8%	
要介護度1	348	1,029	377	311	2,065	7.9%	
要介護度2	962	2,690	910	894	5,456	20.8%	
要介護度3	1,182	4,690	1,470	1,625	8,967	34.1%	
要介護度4	961	4,976	1,434	1,686	9,057	34.5%	
要介護度5	3,624	13,718	4,316	4,624	26,282	100.0%	
計	13.8%	52.2%	16.4%	17.6%	100.0%		
割合							

検討委員会事前アンケート まとめ

設備基準について

- ・トイレ（利用者の使い勝手だけでなく、においやプライバシー対策をより強く求めるべき）
- ・廊下（手すりは不要ではないか。廊下幅は1.8メートルで十分ではないか。）
- ・居室（3階以上に居室等を設ける場合の条件がわかりづらい。）
- ・食堂・機能訓練（「必要な備品」とは何か。）
- ・静養室
（固定した部屋ではなく、必要に応じて居室がその機能を果たせばよいのでは。静養室として用いていた部屋を緊急ショート等として使えたほうが有意義。）
- ・医務室
（近隣に医療機関があり連携体制がとれていれば、看護職員室と共用としてもよいのでは。医師は各利用者の居室で医療行為等を行うことが一般的。）
- ・ユニット定員
（「20人以下」としてもケアには差し支えないのではないか。
⇒10人を超えるユニットを認めるとケアの質が低下する。）

運営基準について

- ・施設の新築、改築に際して設計者と利用者が打ち合わせを行い、利用者のニーズをより反映した施設作りができる仕組みを作るべき
- ・入居者の個々の実情に合わせた環境・設備の導入ができるようにすべき
（認知症の利用者が落ち着ける環境、身体条件に合わせるよう設備や家具等の調整、介護者の腰痛予防などの健康対策）
- ・身体拘束
（認知症といえども、鍵のかかるフロアに入所させる場合の手続き、判断は慎重にすべき。GHでは鍵のないところで認知症高齢者が生活している。）

人員基準について

- ・生活相談員（社会福祉士資格を要件化し、高度化する利用者のニーズに対応すべき。）
- ・ユニットを大きくするのであれば、介護人員の増員などソフト面の向上を図り、バランスをとるよう求めているかがか。

その他

従来型多床室を認める代わりに、ユニット・個室を整備する施設には介護報酬の割り増しなども検討してはかがか（誘導策）。

☆検討委員会の進め方について

第8～12回において特養ホームのケアのあり方を議論した後に、再度さらに施設基準を検討することは可能か（ケアのあり方を話し合うことで初めて出てくる意見もある）。
